

早出遅出勤務のアンケート結果について

庶務管理システムを使用することができる職員に対して、早出遅出勤務のアンケートを行った結果、867名の職員から回答がありました。その結果について報告します。

【 結果の抜粋 】

1 あなたは早出遅出勤務を希望しますか。

希望する 539名 (62%)

希望しない 328名 (38%)

公共交通機関の職員に限定すると

希望する 305名 (69%)

希望しない 136名 (31%)

2 あなたの業務は早出遅出勤務が取得できますか。

取得ができる 571名 (65%)

できない 177名 (20%)

わからない 129名 (15%)

3 早出遅出の勤務形態で、必要と思う時間帯については（複数回答有）

(1) 7:30～16:15 401名

(2) 8:00～16:45 351名

(3) 9:00～17:45 315名

(4) 9:30～18:15 355名

4 早出遅出勤務を導入することによる影響については（複数回答有）

(1) 公共交通機関の混雑した中での通勤によるストレス緩和 (567名)①

(2) 超過勤務による疲労の蓄積防止 (199名)⑤

(3) ワークライフバランスに寄与する (451名)②

(4) 早出遅出勤務を取得する職員以外の職員に業務の負担がかかる (321名)④

(5) 窓口業務等が当番制になり休暇が取りにくくなる (188名)⑥

(6) 他部・他課との業務調整を行う際に時間設定が難しくなる (340名)③

5 (管理監督者) あなたの所属で早出遅出勤務の承認ができますか。

できる (139名) 53%

一部できる (66名) 25%

できない (32名) 12%

わからない (23名) 9%

その他 (2名) 1%

【 課題 】

早出遅出勤務については、1・2の結果から希望する職員数及び取得できる職員数は、希望しない、取得できないを大きく上回っており、申請する立場としては早出遅出勤務を好意的に受け止めていることがわかる。

一方で4の導入による影響の回答結果でマイナス面の影響の回答数が多くあることから、承認にあたっての「公務の運営の支障」の有無については、申請者の業務のみだけでなく、早出遅出勤務を取得することによって影響を受ける職員のことについても十分に考えて、判断する必要があると考えられる。

【 結論 】

早出遅出勤務を業務面から考えて、8時30分から17時30分の時間帯に勤務する職員が減ることから、マイナスとなることはアンケート結果からも明らかであります。

その中で、モノレール等の公共交通機関の混雑緩和のために必要性があるとの判断から導入を検討したものであります。

しかし、アンケート結果及びフレックスタイム導入を他市町村で検討されている中、職員視点及び今後検討する必要があるフレックスタイム導入を視野に入れて、今回の運用を考えました。

勤務形態を早出遅出の両方設定した理由としては、

育児又は介護の早出遅出勤務で使用している勤務形態を基本として、アンケートした結果でも早出遅出ともに多くの回答数（上記3）があったことから、育児又は介護の早出遅出勤務と同様の区分としました。